

平成29年 5月18日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 T A S A K I  
( コ ー ド : 7968 東証一部)  
代 表 者 名 : 代表執行役社長 田島 寿一  
問 合 せ 先 : 人事総務部IR担当マネジャー 田中 雅彦  
(TEL : 080-2461-3910)

## 株式会社スターダストと株式会社TASAKIとの 吸収合併契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社スターダスト（以下「スターダスト」といいます。）を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施するため、スターダストとの間で吸収合併契約を締結することを決議し、かつ本日付で、スターダストとの間で吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合併の効力発生日（平成29年8月1日を予定）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証一部」といいます。）において、平成29年7月27日付で、上場廃止（最終売買日は平成29年7月26日）となる予定です。

### 記

#### 1. 本合併の目的

平成29年3月24日付け「株式会社スターダストによる株式会社TASAKI株券等（証券コード：7968）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、スターダストは、当社の普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（当社株式及び本新株予約権を総称して、以下「当社株券等」といいます。）の全てを取得及び所有することを目的として、平成29年3月27日から平成29年5月11日まで、当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、平成29年5月12日付け当社プレスリリース「株式会社スターダストによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、スターダストは、本日現在、当社株式11,594,367株及び第2回新株予約権205個、第3回新株予約権3,191個、第5回新株予約権32個及び第6

回新株予約権35個（所有割合（注2）：83.77%）を保有するに至りました。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいいます。

- ① 平成23年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された当社第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいいます。）
- ② 平成23年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された当社第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいいます。）
- ③ 平成23年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された当社第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいいます。）
- ④ 平成26年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された当社第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいいます。）
- ⑤ 平成27年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された当社第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいいます。）

（注2）「所有割合」とは、当社が平成29年3月17日に提出した第60期第1四半期報告書（以下「当社四半期報告書」といいいます。）に記載された平成29年1月31日現在の発行済株式総数（17,780,566株）から、当社四半期報告書に記載された当社の保有する自己株式数（3,939,363株）を控除した株式数（13,841,203株）に占める割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいいます。以下同じとします。

スターダストは、本公開買付けにおいて、当社株券等の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、本公開買付け開始プレスリリース及び平成29年3月24日付け当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいいます。）に記載のとおり、本合併を実施することといたしました。

意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、これまで当社の国内での成長に貢献してきた中国人をはじめとする訪日外国人による日本国内での消費（いわゆるインバウンド需要）の拡大が落ち着きをみせ、他方で少子化や晩婚化による婚姻組数の減少等により日本国内におけるジュエリー市場の規模が大幅に減少する中、当社の企業価値を今後も引き続き向上させていくには、当社において、欧米のラグジュアリージュエリーブランドと比肩し得るグローバルなラグジュアリージュエリーブランドとしてのブランドイメージを国内外において確立させることが急務であり、そのためにはジュエリーブランドの中心である欧米の中心都市における店舗展開等が必要です。もっとも、①ラグジュアリージュエリーブランドのイメージ確立にふさわしい立地は各都市の中でも極めて一部の地域に限定されており、それらの地域はいずれも賃料や権利金も高額であり、②出店に際してはそれらに加えて店舗内装費用等の多額の費用やブランドイメージ向上のためのプロモーション、広告活動等に要する費用等の先行投資が必要であり、さらに、③それらの店舗は中長期的なブランドイメージ向上には大いに役立つものの、短期的には個別の店舗として採算性が見込めるかは

不透明であり、短期的には当社の収益が圧迫されることは必然です。また、このような欧米のラグジュアリージュエリーブランドと比肩し得るグローバルなラグジュアリージュエリーブランドとしてのブランドイメージを国内外において確立させるための多額の先行投資（以下「海外ブランディング投資」といいます。）によって一時的に当社の収益が圧迫され、キャッシュ・フローも悪化することに加えて、少なくとも短期的には海外ブランディング投資を株主還元優先に優先させざるを得ず、当面の間は株主の皆様のご期待に十分に答えられないことから、現在の事業環境にあっては上場を維持したまま海外ブランディング投資を実行することは困難であると考えに至りました。

そこで、当社は、国内外の事業会社や投資ファンドより構成される複数のスポンサー候補者の提案を慎重に検討した結果、MBKパートナーズ株式会社又はその関係会社（以下「MBKパートナーズグループ」と総称します。）は、(a)中長期的な企業価値向上の観点から、国内売上高を伸ばしつつも国外売上高を一層増強するために短期的な収益が望みがたい海外ブランディング投資を加速度的に実施するという当社の意向に賛同し、(b)過去の当社に対する投資実績を踏まえても、当社が最も重視するブランドイメージの確立に悪影響を及ぼすことはなく、また、(c)小売・消費財業界におけるこれまでの豊富な投資実績等に鑑みれば、当社の海外ブランディング投資をサポートし得る深い業界知見、人的ネットワーク及び資金調達力を有する投資家といえると判断しました。

そして、このタイミングで株主の皆様に対して既存株式の現金化の機会を提供した上で、非公開化を行い、中長期的な視点から最適な施策を推進することが、当社の企業価値向上及び事業戦略の観点から当社として最善の選択肢であると判断するに至りました。

## 2. 本合併の要旨

### (1) 本合併の日程

株主総会基準日公告日（当社）	平成29年5月2日（火曜日）
取締役会決議日（両社）	平成29年5月18日（木曜日）
契約締結日（両社）	平成29年5月18日（木曜日）
株主総会基準日（当社）	平成29年5月18日（木曜日）
株主総会開催日（両社）	平成29年6月26日（月曜日）（予定）
最終売買日（当社）	平成29年7月26日（水曜日）（予定）
上場廃止日（当社）	平成29年7月27日（木曜日）（予定）
効力発生日	平成29年8月1日（火曜日）（予定）
金銭交付日	平成29年9月（予定）

### (2) 本合併の方式

スターダスト及び当社のそれぞれの株主総会において本合併契約の承認を受けることを前提に、スターダストを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行

います。

(3) 本合併に係る割当ての内容

本合併契約の定めに従って、本合併の効力発生日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（但し、スターダスト及び当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する当社株式1株につき、金2,205円を割当交付します。かかる金額は、本合併に先立って実施された本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本株式買付価格」といいます。）と同一です。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

スターダストは、本公開買付けの結果、行使されていない本新株予約権の全てを保有するに至り、本日付けで本新株予約権を放棄したため、該当事項はございません。

3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

本合併は、本公開買付けに引き続き、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、少なくとも短期的には海外ブランディング投資等を株主還元を優先せざるを得ず当面の間は株主の皆様のご期待に十分に答えられないこと、海外ブランディング投資等に際して意思決定スピードの迅速化等が必要であること、非上場会社であるがゆえに流動性の乏しいスターダストの株式よりも、流動性の高い現金を合併対価とした方が当社の株主の皆様の投下資本の回収に資することなどから、意見表明プレスリリース等においてお知らせいたしましたとおり、株式ではなく現金対価の交付という方法を採用いたします。

また、当社は、本合併が、本公開買付けに引き続き、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引の一環として行われるものであることから、当社の株主の皆様に対して、その有する当社株式の対価として、本株式買付価格に当該各株主が保有している当社株式の数を乗じた価格と同一の金銭が交付されることになるように合併対価を算定いたします。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びスターダストとの関係

当社は、本株式買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といい、本株式買付価格と併せて「本公開買付価格」といいます。）の検討を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、スターダスト及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCアドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、当社は、当社株式価値算定書を平

成29年3月23日付けで取得しました。なお、第三者算定機関であるPwCは、当社及びスターダストの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、当社は、PwCから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

## ② 算定の概要

PwCは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式について市場株価が存在することから市場株価基準方式を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）を用いて、当社の1株当たり株式価値の算定を実施しております。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価基準方式	1,532円～1,578円
DCF方式	2,054円～2,489円

当社株式価値算定書によれば、PwCによる当社の株式価値に係る分析は、以下のとおりです。

まず、市場株価基準方式では、平成29年3月23日を基準日として、基準日の東証一部における当社株式の株価終値1,550円、基準日までの直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値1,532円（小数点以下四捨五入。以下、株価終値の単純平均値の計算において同じとします。）、基準日までの直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値1,547円及び基準日までの直近6ヶ月の株価終値の単純平均値1,558円並びに基準日までの直近1ヶ月間の出来高加重平均値1,550円、基準日までの直近3ヶ月間の出来高加重平均値1,556円及び基準日までの直近6ヶ月間の出来高加重平均値1,578円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,532円から1,578円までと分析しております。

また、DCF方式では、当社が作成した平成29年10月期から平成35年10月期までの事業計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成29年10月期第2四半期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）を、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,054円から2,489円までと分析しております。割引率（加重平均資本コスト）は、6.32%～6.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0.75%～1.25%として算定しております。

なお、上記DCF方式の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりで

す。

(単位：百万円)

	平成29年 10月期 <sup>※1</sup>	平成30年 10月期	平成31年 10月期	平成32年 10月期	平成33年 10月期	平成34年 10月期	平成35年 10月期
売上高	17,691	24,539	25,902	27,427	28,716	30,026	31,299
営業利益 <sup>※2</sup>	1,625	1,834	2,194	2,788	3,312	3,757	4,152
EBITDA <sup>※3</sup>	2,088	2,757	3,108	3,705	4,210	4,630	4,999
FCF	△585	518	1,196	1,617	2,110	2,237	2,386

※1 平成29年2月から平成29年10月までの9ヶ月間

※2 前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

※3 営業利益+減価償却費+のれん償却費

※4 上記の財務予測の作成に際しては、本取引の実行後の諸施策により実現が期待される効果のうち、非公開化による上場関連コストの削減及び本取引後加速される新規出店については加味しております。

なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、当社は第三者算定機関から算定書もその公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

#### ① 上場廃止

当社は、当社及びスターダストのそれぞれの株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本合併を実施する予定です。その結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成29年6月26日から平成29年7月26日まで整理銘柄に指定された後、平成29年7月27日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東証一部において取引することはできません。

#### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 本合併の目的」に記載のとおり、当社においては、欧米のラグジュアリージュエリーブランドと比肩し得るグローバルなラグジュアリージュエリーブランドとしてのブランドイメージを国内外において確立させることが急務であり、そのための海外ブランディング投資によって一時的に当社の収益が圧迫され、キャッシュ・フローも悪化することに加えて、少なくとも短期的には海外ブランディング投資を株主還元を優先させざるを得ず、当面の間は株主の皆様のご期待に十分に答えられないことから、このタイミングで株主の皆様に対して既存株式の現金化の機会を提供した上で、非公開化を行い、中長期的な視点から最適な施策を推進することが、当社の企業価値向上及び事業戦略の観点から当社として最善の選択肢であると判断いたしました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

上記「① 上場廃止」に記載のとおり、上場廃止後は、当社株式を東証一部において取引することができなくなりますが、上記「3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社の株主の皆様に対して、その有する当社株式の対価として、本株式買付価格に当該各株主が保有している当社株式の数を乗じた価格と同一の金銭が交付される予定であること、本株式買付価格は上記「(2) 算定に関する事項」に記載の公正な経緯により算定されていることに鑑み、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主への影響につき適切に配慮させていただいているものと考えております。

(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の検討を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、スターダスト及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCに対して、当社の株式価値の算定を依頼し、当社は、当社株式価値算定書を平成29年3月23日付けで取得しました。なお、第三者算定機関であるPwCは、当社及びスターダストの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、当社は、PwCから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書の概要につきましては、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、当社は第三者算定機関から算定書もその公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

② 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、平成29年3月1日、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当するものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付けを含む本取引についての意思決定に慎重を期し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、スターダスト及び当社から独立性を有する委員の3名（委員として外部有識者である岩橋健定氏（弁護士・岩橋総合法律事務所）

及び寺田芳彦氏（公認会計士・税理士・トラスティーズ・コンサルティングLLPパートナー）並びに当社補欠社外取締役である吉井英雄氏（公認会計士・公認会計士吉井英雄事務所）を選定しております。）から構成される第三者委員会を設置いたしました。そして、当社は、平成29年3月1日に、当該第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手續の公正性、(c)本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性及び(d)前記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。第三者委員会は、平成29年3月1日より同年3月23日まで合計5回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、(i)当社から、当社の事業の沿革、スターダストからの提案内容及び交渉経緯等について説明を受け、(ii)スターダストから、(a)本取引の意義・目的、本取引実行後の経営方針、(b)MBKパートナーズグループは、平成27年6月12日付けでMBK Partners, L.P.の関連会社であるOcean Pearl Investment Limitedが所有していた当社の全てのA種優先株式に係る取得請求権を行使して当社株式14,000,000株を取得した上、かかる当社株式のうち（ア）4,347,800株については、当社によるToSTNeT-3を通じた自己株式取得に応じて平成27年7月17日付けで売却（売却価格：1株当たり2,300円）し、（イ）8,652,200株及び467,400株については、それぞれ平成27年8月5日付けの売出し及び当該売出しに伴う貸株契約に基づくグリーン・シュール・オプションの行使を受けたことにより売却（売却価格：1株当たり2,112.64円）し、また（ウ）532,600株については、当該売出しに伴うロックアップ期間満了後の平成27年12月に市場外にて売却しているところ（以下（ア）乃至（ウ）を総称して「MBKパートナーズグループ平成27年株式売却」といいます。）、かかるMBKパートナーズグループ平成27年株式売却後の経営方針の変化について、(c)MBKパートナーズグループ平成27年株式売却後から現在までの当社の経営について、(d)当社の代表執行役社長である田島寿一氏（以下「田島氏」といいます。）及び執行役副社長である小川崇亨氏（以下「小川氏」といいます。）との交渉状況、(e)従業員の取扱い、(f)本取引後の会社経営について、(g)エグジットの時期・方法、(h)本取引の価格等に関する事項についてヒアリングを行い、さらに(iii)当社社外取締役石澤哲郎氏に対してヒアリングを行いました。このような経緯の下で、第三者委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討をした結果、当社の取締役会に対して、平成29年3月24日に、大要、以下のような内容の答申書を提出しました。

(a) 前記「1. 本合併の目的」に記載のとおり、日本国内のジュエリー市場の規模も縮小する中で、当社の企業価値を今後も引き続き向上させていくには、日本国内売上高を伸ばしつつも、日本国外売上高を一層増強する必要があり、そのためには、欧米のラグジュアリージュエリーブランドと比肩し得るグローバルなラグジュアリージュエリーブランドとしてのブランドイメージを国内外において確立させることが急務であり、そのための多額の先行投資が必要なことを考慮すると、

これまでの当社の株主還元策を抜本的に変更し、当社の企業価値向上のために不可欠である海外ブランディング投資を実行するためには、当社株式の非公開化が必要という本取引の意義及び目的には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社の企業価値向上を目的として行われるものであり、本取引の目的は正当であると認められる。

- (b) (i) 本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、当社において、本公開買付けを含む本取引の是非等につき検討及び協議を行い、スターダストとの間で、複数回にわたって協議及び交渉を行ったこと、(ii) 当社は、スターダスト及び当社からの独立性が認められる第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーから助言・意見等を得ながら、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行い、スターダストとの間で複数回にわたって協議及び交渉を行ったこと、(iii) 当社を代表して本取引を検討し、スターダストとの交渉を行う取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、スターダストその他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しないこと、及び(iv) 当社は、スターダスト又はその関係者のいずれとの間でも、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を確保していることからすれば、本取引に係る交渉過程の手續は公正であると認められる。
- (c) (i) スターダスト及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCから取得した株式価値算定書によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、DCF方式で2,054円から2,489円、市場株価基準方式で1,532円から1,578円とされているところ、本株式買付価格は、市場株価基準方式の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF方式の算定結果の範囲内の金額であり、また、PwCから株式価値算定に用いられた算定方法等について説明を受け、さらに当社社外取締役である石澤哲郎氏に対して、株式価値算定に用いられた事業計画の実現可能性等についてヒアリングを行ったが、これらに特に不合理な点は認められなかったこと、(ii) スターダストは、本公開買付け後、遅くとも平成29年8月1日を目途に、スターダストを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併を実施する予定であり、本公開買付けに応募しなかった少数株主等は、当該手續において最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手續において交付される金銭の額については、本公開買付価格に少数株主等が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予

定である旨が、あらかじめ開示されていること等からすれば、本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であると認められる。

- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に検討すると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではないと認められる。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、スターダスト、当社の代表執行役社長である田島氏及び執行役副社長である小川氏並びに当社から独立した外部のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。また、TMI総合法律事務所は、スターダスト、当社の代表執行役社長である田島氏及び執行役副社長である小川氏並びに当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、平成29年2月上旬のMBKパートナーズグループからの初期的な提案の受領以降、PwCから取得した当社株式価値算定書、TMI総合法律事務所から得た助言、並びに第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、日本国内におけるジュエリー市場の規模が大幅に減少する中、当社の企業価値を今後も引き続き向上させていくには、日本国内売上高を伸ばしつつも、日本国外売上高を一層増強する必要があり、そのためには、当社のキャッシュ・フローを株主還元に向けるとはならず、海外ブランディング投資等の成長資金に向けると必要であると考えております。しかしながら、ラグジュアリージュエリーブランドのイメージ確立にふさわしい立地での賃料や権利金、店舗内装費用等の多額の費用やプロモーション、広告活動等に要する費用等の短期的な支出に伴い、株主還元方針の変更による株主への混乱が避けられず、このような中長期的な観点からの投資・事業戦略を実行するため、一時的に当社の収益に悪影響を及ぼすことも考えられます。

そこで、このタイミングで株主の皆様に対して既存株式の現金化の機会を提供した上で、非公開化を行い、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(d) 本公開買付け実施後の経営方針等」に記載の「(i) 国内における小売売上の拡大」、「(ii) グローバル展開の推進」、「(iii) 商品ラインナップの拡張」、「(iv) 中長期的なブランド投資」を実施し、中長期的な視点から最適な対策を推

進することが、当社の企業価値向上及び事業戦略の観点から当社として最善の選択肢であると判断するに至り、平成29年3月24日開催の当社の取締役会において、当社と特別の利害関係を有しない取締役（代表執行役社長である田島氏及び執行役副社長である小川氏を除く5名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行いました。

また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件に関しては、同日開催の当社の取締役会において、当社と特別の利害関係を有しない取締役（代表執行役社長である田島氏及び執行役副社長である小川氏を除く5名）の全員一致で、(i)本株式買付価格は、「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、(a)PwCによる算定結果のうち、市場株価基準方式の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF方式の算定結果の範囲内の金額であること、(b)本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成29年3月23日を基準日として、基準日の東証一部における当社株式の株価終値1,550円に対して42.26%（小数点以下第三位四捨五入。以下プレミアムの計算において同じとします。）、基準日までの1ヶ月間（平成29年2月24日から平成29年3月23日まで）における株価終値の単純平均値1,532円に対して43.93%、基準日までの3ヶ月間（平成28年12月26日から平成29年3月23日まで）の株価終値の単純平均値1,547円に対して42.53%及び基準日までの6ヶ月間（平成28年9月26日から平成29年3月23日まで）の株価終値の単純平均値1,558円に対して41.53%のプレミアムが加算されており一定の合理性があると考えられること、(ii)前記「② 当社における独立した第三者委員会の設置」記載の第三者委員会は、独自に、当社の社外取締役である石澤哲郎氏に対して、株式価値算定に用いられた事業計画の実現可能性等についてヒアリングを行ったが、特に不合理な点は認められなかったこと、(iii)本公開買付価格の決定に関して当社とスターダストの間で行われた複数回にわたる価格交渉（5回の書面のやりとりを含みます。）は、各当事者のアドバイザーが同席かつ主導した、対等な立場での実質的な交渉が行われたこと、(iv)本公開買付価格は、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、(v)本新株予約権買付価格は、本株式買付価格2,205円と各本新株予約権の行使価額の差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされており、上記(i)乃至(iv)の根拠を有する本株式買付価格を基に算定されていること等を踏まえ、本株式買付価格及び本新株予約権買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の代表執行役社長である田島氏及び当社の執行役副社長である小川氏は、スターダストとの間で、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることについて

て平成29年3月24日付け覚書において合意していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてMBKパートナーズグループ及びスターダストとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

当社は、スターダスト又はその関係者のいずれとの間でも、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、スターダストは、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日と、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、スターダスト以外の者にも当社株券等に対して買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 本合併の当事会社の概要

	スターダスト	当社
(1) 名称	株式会社スターダスト	株式会社TASAKI
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号	神戸市中央区港島中町六丁目3番地2
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 加笠 研一郎	代表執行役社長 田島 寿一
(4) 事業内容	経営コンサルティング業務、有価証券の取得、保有及び売買等	真珠及び真珠製品の販売、加工及び輸出入に関する業務、真珠養殖業等
(5) 資本金	9,752,190,000円	100,000,000円
(6) 設立年月日	平成29年3月6日	昭和34年12月11日
(7) 発行済株式数	1,950,438株	17,696,566株
(8) 決算期	10月	10月
(9) 従業員数 (当社については平成28年10月31日現在)	0人	1,322人（連結） （外、平均臨時雇用者数：94人）
(10) 主要取引先	-	一般顧客
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率 (当社については平成28年10月31日現在)	バランス・シグネチャー・ディジタルネイティッド・アクティビティ ー・カンパニー 100%	当社 22.15% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6.03%

		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 5.36% SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 4.54% BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/GF SECURITIES HK (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 4.47% CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES (HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社) 3.43% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社) 2.89% CHASE MANHATTAN BANK GTSCLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.07% 野村信託銀行株式会社 (投信口) 1.03% JP MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.02%
--	--	---

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	スターダストは、平成29年5月18日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、当社株式11,594,367株及び第2回新株予約権205個、第3回新株予約権3,191個、第5回新株予約権32個及び第6回新株予約権35個（所有割合：83.77%）を保有するに至っております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は、スターダストとの間に借入れに係る取引関係があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、スターダストの関連当事者に該当し、スターダストは、当社の関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	スターダスト (単独)			当社 (連結)		
	—	—	—	平成26年 10月期	平成27年 10月期	平成28年 10月期
純 資 産	—	—	—	13,469,129	7,267,542	8,259,621
総 資 産	—	—	—	20,782,588	23,743,075	23,495,605
1株当たり純資産(円)	—	—	—	753.25	524.29	591.89
売 上 高	—	—	—	19,036,534	20,966,633	22,276,568
営 業 利 益	—	—	—	1,455,831	2,553,567	2,664,182
経 常 利 益	—	—	—	1,514,956	2,436,804	2,231,127
当 期 純 利 益 又は当期純損失	—	—	—	1,151,113	3,348,832	2,013,827
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(円)	—	—	—	65.41	204.20	147.20
1株当たり配当金(円)	—	—	—	—	40.00	45.00

(注1) 平成29年5月18日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は千円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) スターダストは、平成29年3月6日に設立され、毎年10月31日を事業年度末日としているため、確定した事業年度はありません。

#### 5. 本合併後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名 称	株式会社TASAKI (注)
(2) 所 在 地	神戸市中央区港島中町六丁目3番地2 (注)
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 田島 寿一
(4) 事 業 内 容	真珠及び真珠製品の販売、加工及び輸出入に関する業務、真珠養殖業等
(5) 資 本 金	未定
(6) 決 算 期	10月
(7) 純 資 産	未定
(8) 総 資 産	未定

(注) 平成29年8月1日付けで、スターダストの商号変更及び本店所在地の変更を予定しております。

#### 6. 会計処理の概要

本合併は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。また、本合併により発生するのれ

んの金額に関しては、現時点では未定です。

#### 7. 今後の見通し

本合併による当社の業績に与える影響は軽微なものと見込んでおります。

また、当社の取締役兼代表執行役社長である田島氏及び取締役兼執行役副社長である小川氏は、本合併後にスターダストの取締役に就任し、本合併後も吸収合併存続会社の取締役として、それぞれ、その職務を遂行していく予定です。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、スターダストは、当社の支配株主に該当するため、本合併は、支配株主との取引等に該当いたします。

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて独立した第三者から助言を得るなどの措置を講じ、取締役会において慎重に審議の上決定することにより、少数株主の利益を害することがないように適切な対応を行っております。

本合併を行うに際しても、前記「3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は、上記方針に適合した措置を講じております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、上記「3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を講じております。

##### (3) 少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成29年3月1日に、第三者委員会に対して、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、平成29年3月24日に、同第三者委員会より、本取引は当社の少数株主等によって不利益でない認められることを内容とする答申書の提出を受けております。なお、当該答申書は、本合併を含む本取引に関するものであることから、当社は、本合併を行うに際しては、支配株主と利害関係を

有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上